

試算ページ操作手順

- 1 岩手県市町村総合事務組合のホームページを表示
- 2 「退職手当試算」を選択



操作例①（常勤職員）

退職手当 試算

LastUpdate : 令和4年10月31日

平成28年4月1日以降の退職年月日から退職時の支給額等を算出します。以下の手順に従って入力(数字は半角)して下さい。
 (特別職の職員の計算はできません。)
 (定年年齢引上げ後の退職手当の試算もできますが、あくまでも試算額であり、実際とは異なる場合があります。)
 (試算にあたっては、[試算ページ操作手順](#)を確認し、利用して下さい。)
[トップページに戻る](#)

入 力 項 目

①【生年月日】生年月日を選択して下さい。

②【就職年月日】就職年月日を選択して下さい。

③【退職年月日】退職年月日を選択して下さい。

④【定年年齢】定年年齢を入力して下さい。

⑤【引き上げ前定年年齢】段階的引き上げ前の元々の定年年齢を入力して下さい。

⑥【退職事由】退職事由を選択して下さい。

⑦【退職日給料月額】退職日の給料月額を入力して下さい。(現給保障額ではありません。)

⑧【ピーク時給料月額】ピーク時給料(給料月額が減額される前の給料)を入力して下さい。
 退職日の給料月額が一番高い給料月額の場合は、⑦と同じ月額を入力下さい。

⑨【減額適用年月日】給料月額の減額改定以外の理由(引上げ前定年年齢に達した日以後に給料月額が7割水準となった、定年年齢の引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢による降任があった等)により、給料月額の減額がある(又は減額となる予定がある)場合は、減額となった給料月額が適用された(又は適用される予定の)年月日を入力して下さい。

⑩【除算期間】除算期間を入力して下さい。

令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 1月 1日 年 月

令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 1月 1日 年 月

令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 1月 1日 年 月

令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 1月 1日 年 月

令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 1月 1日 年 月

除算年月計 年 月

⑪【調整月数】退職手当調整額の調整月数を入力して下さい。(最高60月) ※退職手当調整額参照

第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	合 計
(70,400円)	(65,000円)	(59,550円)	(54,150円)	(43,350円)	(32,500円)	(27,100円)	(21,700円)	(0円)	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

上記の内容でよければ「計算」をクリックして下さい。

計 算

クリア

① 【生年月日】

② 【就職年月日】

③ 【退職年月日】

を選択する

①【生年月日】生年月日を選択して下さい。	昭和38年	12月	1日
②【就職年月日】就職年月日を選択して下さい。	平成5年	4月	1日
③【退職年月日】退職年月日を選択して下さい。	令和7年	3月	31日
④【定年年齢】定年年齢を入力して下さい。	61		
⑤【引き上げ前定年年齢】段階的引き上げ前の元々の定年年齢を入力して下さい。	60		
⑥【退職事由】退職事由を選択して下さい。	定年		

定年
 任期満了
 自己都合
 勸奨
 応募認定1（年齢の適正化）
 応募認定2（職制の改廃・勤務公署の移転）
 公務外死亡
 事務都合
 整理

④ 【定年年齢】を入力する

※ 【定年年齢】は、令和5年4月1日以降の退職年月日で試算する場合、【退職年月日】の年月日によって異なるので、対応する定年年齢を入力する

※ 令和5年3月31日以前の退職年月日で試算する場合は、下記の⑤と同じ値を入力する

⑤ 【引上げ前定年年齢】を入力する

⑥ 【退職事由】を選択する

※ ⑤【引上げ前定年年齢】で入力した年齢に達した日以後の年月日を③【退職年月日】に入力して試算する場合は、当分の間、退職者自身の都合による退職（【退職事由】が「自己都合」退職）であっても、【退職事由】は「定年」を選択して試算を行うこと

④～⑤に係る定年引上げスケジュール及び⑥の退職事由の取扱いについては、「退職年齢早見表」のリンクから確認できます

入 力 項 目			
①【生年月日】生年月日を選択して下さい。	昭和38年	12月	1日
②【就職年月日】就職年月日を選択して下さい。	平成5年	4月	1日
③【退職年月日】退職年月日を選択して下さい。	令和7年	3月	31日
④【定年年齢】定年年齢を入力して下さい。	61		
⑤【引上げ前定年年齢】段階的引上げ前の元々の定年年齢を入力して下さい。	60		
⑥【退職事由】退職事由を選択して下さい。	定年		
⑦【退職日給料月額】退職日の給料月額を入力して下さい。（現給保障額ではありません。）	280,000		
⑧【ピーク時給料月額】ピーク時給料（給料月額が減額される前の給料）を入力して下さい。 退職日の給料月額が一番高い給料月額の場合は、⑦と同じ月額を入力下さい。	400,000		
⑨【減額適用年月日】給料月額の減額改定以外の理由（引上げ前定年年齢に達した日以後に給料月額が7割水準となった、定年年齢の引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢による降任があった等）により、給料月額の減額がある（又は減額となる予定がある）場合は、減額となった給料月額が適用された（又は適用される予定の）年月日を入力して下さい。	令和6年	4月	1日

⑦ 【退職日給料月額】

⑧ 【ピーク時給料月額】

を入力する

- ※ ⑦【退職日給料月額】が一番高い給料月額となる場合は、
⑧【ピーク時給料月額】には⑦と同じ値を入力すること

下記の理由（A～C）等で退職日の給料月額より高い給料月額がある場合は、給料月額が減額となった日を

⑨ 【減額適用年月日】に入力する

- ※ 減額がない場合は、⑨は空欄のままにし、入力しないこと

- A 60歳（引上げ前定年年齢）に達した日以後最初の4月1日（特定日）までに、給料月額が7割水準に引下げとなった
- B 医療職から行政職に切り替わる等で、適用給料表が変わり、給料月額が減額となった
- C 在職期間中に希望して降格（降任）したことがあり、降格したことで給料月額が減額となった

- ⑩ 【除算期間】
- ⑪ 【調整月数】
- 該当がある場合は入力する

⑩ 【除算期間】 除算期間を入力して下さい。

休職 1/2 ▼ 平成30年 ▼ 4月 ▼ 1日 ▼ ～ 平成31年/令和元年 ▼ 3月 ▼ 31日 ▼ 0年 月 日

▼ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ ～ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ 年 月 日

▼ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ ～ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ 年 月 日

▼ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ ～ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ 年 月 日

▼ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ ～ 令和4年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ 年 月 日

除算年月計 年 月 日

⑪ 【調整月数】 退職手当調整額の調整月数を入力して下さい。（最高60月） ※退職手当調整額参照

第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号

(70,400円) (65,000円) (59,550円) (54,150円) (43,350円) (32,500円) (27,100円) (21,700円) (0円)

月 月 月 月 60月 月 月 月 月

上記の内容でよければ「計算」をクリックして下さい。 計 算

ここをクリック

入力した項目内容を確認し、「計算」ボタンをクリック

算 定 結 果	
ピーク時算定給料月額	400,000 (400,000 × (1 + 0 × 0)) ※注1
退職時算定給料月額	280,000 (280,000 × (1 + 0 × 0)) ※注1
ピーク時までの在職年月数 / 勤続年数	30 年 6 月 / 30 年 ※注2
退職時までの在職年月数 / 勤続年数	31 年 6 月 / 31 年 ※注2
ピーク時年齢 / 支給割合	60 年 4 月 / 40.80375
退職時年齢 / 支給割合	61 年 4 月 / 42.31035
⑫退職手当基本額	16,743,348
⑬退職手当調整額	2,601,000
⑭退職手当額 ⑫+⑬	19,344,348
⑮退職所得控除後の額	2,944,348
⑯税金	222,245 ※注3 (所得税 75,145) (市町村民税 88,300) (道府県民税 58,800)
⑰差引支給額 ⑭ - ⑯	19,122,103 ※注5

注1) 勤続、応募認定、公務上の傷病・死亡、整理、事務都合（その者の事情によらず引き続いて勤続することが困難である者で任命権者が長の承認を得たもの）により退職する者のうち、勤続20年以上（事務都合は勤続25年以上）で、かつ、引上げ前定年年齢から15年を減じた年齢以上である者（定年に達する日から6月前（定年引上げの期間中は当分の間、引上げ前定年年齢に達する日）までに退職した者に限ります。）は、退職手当の算定給料月額が割増になります。（定年前早期退職特例措置）

注2) 勤続期間に1年未満の端数月がある場合は、その端数月を切り捨てます。

注3) 所得税には、復興特別所得税を含みます。

注4) 組合専従及び自己啓発休業を取得されている方は、税額が異なる場合があります。

注5) 引上げ前定年年齢が65歳以上の医師・歯科医師などの試算については、試算ができない場合があります。

注6) 臨時・会計年度任用職員が6月を超え12月を超えないで退職した場合の退職手当は、上記で算出された「⑰差引支給額」を1/2した額となります。

試算結果がでます

操作例②（任用期間の定めのある職員 ※常勤・非常勤問わず）

退職手当 試算

LastUpdate : 令和4年10月31日

平成28年4月1日以降の退職年月日から退職時の支給額等を算出します。以下の手順に従って入力(数字は半角)して下さい。
(特別職の職員の計算はできません。)
(定年年齢引上げ後の退職手当の試算もできますが、あくまでも試算額であり、実際とは異なる場合があります。)
(試算にあたっては、試算ページ操作手順を確認し、利用して下さい。)
[トップページに戻る](#)

入 力 項 目	
①【生年月日】 生年月日を選択して下さい。	昭和34年 9月 1日
②【就職年月日】 就職年月日を選択して下さい。	令和4年 4月 1日
③【退職年月日】 退職年月日を選択して下さい。	令和5年 3月 31日
④【定年年齢】 定年年齢を入力して下さい。	70
⑤【引上げ前定年年齢】 段階的引上げ前の元々の定年年齢を入力して下さい。	70
⑥【退職事由】 退職事由を選択して下さい。	任期満了
⑦【退職日給料月額】 退職日の給料月額を入力して下さい。(現給保障額ではありません。)	225,000
⑧【ピーク時給料月額】 ピーク時給料(給料月額が減額される前の給料)を入力して下さい。 退職日の給料月額が一番高い給料月額の場合は、⑥と同じ月額を入力下さい。	225,000
⑨【減額適用年月日】 給料月額の減額改定以外の理由(引上げ前定年年齢に達した日以後に給料月額が7割水準となった、定年年齢の引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢による降任があった等)により、給料月額の減額がある(又は減額となる予定がある)場合は、減額となった給料月額が適用された(又は適用される予定の)年月日を入力して下さい。	

同じ値を入力

同じ値を入力

空欄のまま

①【生年月日】、②【就職年月日】、③【退職年月日】、

⑤【退職事由】、⑥【退職日給料月額】等の入力は操作例①と同様

- ④【定年年齢】及び⑤【引上げ前定年年齢】は、任用期間の定めのある職員（任期付き職員、フルタイム会計年度任用職員）については、③【退職年月日】で選択した日以後の年齢を入力する
→ (例) ③退職年月日に63歳の職員…④及び⑤を70歳と入力

- ⑨【減額適用年月日】は、任用期間の定めのある職員について、減額のある試算に対応していないので、必ず空欄を選択する

- 減額の特例の試算に対応していないため、⑧【ピーク時給料月額】は、⑥【退職日給料月額】と同じ値を入力する